別紙 4

購送請求関係書類の作成時の留意事項

1. 機材調達請求書附属書　様式 2、3

シッピングマーク、提出資料（取扱説明書について）、特記事項、輸送についての必要情報を漏れなく記載する。

2. 機材情報シート　様式 3 及び様式 4

機材情報シートに記載する情報には大別して、「総合情報」と「個別情報」がある。これらの情報を洩れなく明確に記載する。不足・不明確な情報を含む機材情報シートのまま仕様書作成を行おうとすると、不明点を研究代表機関へ問い合わせることとなり、仕様書作成に必要以上に時間がかかるばかりでなく、機材の現地到着が大きく遅れる原因となる。

（1）総合情報　様式 3

〈プロジェクト所在地・連絡先〉

・　同じ国でも地域により（ごく稀に建物・部屋によっても）電源の条件が異なることがあるため、その判断材料としても利用する。（下記、電源の項を参照）

〈環境条件〉

・　実際に機材を使用する現場の環境を把握し、使用環境に合った機材の選定を行うための情報。精密機器など動作環境に敏感な機材もあり、気温（最高・最低）、気圧、湿度などの情報が必要な場合がある。特に、屋外で使用する機材（車両・気象観測機器など）については、気象条件だけでなく、塩害や砂塵などの地理的影響も考えられるため、防錆対策や防塵対策への配慮も重要となる。また、気圧測定や気圧による影響を受けるような機材では、使用場所や設定高度も重要な要素となる。

〈電源〉

・　多くの機材は、商用電源（家庭用、工業用交流電源）またはバッテリー電源を必要とするが、特に商用電源については、本邦で現地の正確な情報を把握することは困難である。一国内においても複数の電圧が存在する、サイトによっては公称電圧と実際の電圧がかなり異なる。無償で建設されたプロジェクトサイトであることから日本と同様に 100V 電圧を得ることができるなど、同一国でもプロジェクトサイト毎に電源の条件が異なる可能性がある。
・　電源電圧が違う場合、昇圧（降圧）トランスを付属させて現地電源に対応させることは、出来る限り避けることが望ましいが、調達機材が国内向け製品であり輸出仕様が存在しないなど、トランスで対応せざるを得ない場合がある。
・　特に安価な機材では、入力電圧の調整のための改造費が本体の何倍もかかるなど、現実的に対応できないケースもある。このような場合には、トランスを付けて対応している。ただし、水回りや手術室での使用など、トランス対応では支障がある場合は、本体の電源部の改造が可能か否かにつきメーカーに確認する。
・　大きな電力を消費する機器に用いられる三相電源では、電源設備の有無および電圧／周波数の正確な情報が必要となる。適合する三相電源がなく後日、設備を新設することは、

電圧が合わずに昇圧（降圧）トランスで対応するにしても、かなりの費用がかかり、現実的な対応ではない。

・　また、電圧の変動が大きい場合や停電が頻繁に起こる場合には、機材によっては重大な影響を受けることがあり、電圧変動の影響を抑制する定電圧電源装置（AVR）や正しい電源遮断措置を行うまで一定時間電源を供給する無停電電源装置（UPS）などを付属させる必要がある。

・　電源への差込プラグについては、通常現地で入手可能であり、また、本邦でプラグの変更を行うことが経済的でないこともあり、特に指定がない限り、当該機材に付属しているプラグのままとしている。

〈その他の項目〉

以下に該当する項目があれば記載する。

（水質）

・　情報が必要な機材例としては、純水製造装置のように原水を水道水から直接採取するものや、冷却装置で水道水を利用するものなどがある。本邦購送の機材は、日本の水道水を目安に設計されているため、現地の水が濁り水や石灰分などを含む水の場合、使用に支障をきたす場合もある。必要に応じ、プレフィルターや循環式冷却装置の追加による対応を検討する。

（燃料ガス）

・　情報が必要な機材例としては、ガスバーナーのあるクリーンベンチなどがある。多くの国ではプロパンガスならば入手可能なため、プロパンガスを前提としているが、一部産油国などでは LNG（天然ガス）の入手も可能である。なお、ガスが必要な機材の場合、可能な限り、機材情報シート（個別情報）にも機材ごとにその旨を記載する。

（燃料）

・　情報が必要な機材例としては、車両・農業機械・建設機械・発電機などがある。国によっては、ガソリンあるいはディーゼルが極めて入手困難なことがある。

・　なお、燃料が必要な機材の場合、可能な限り、機材情報シート（個別情報）においても機材ごとに燃料の種類を明記する。なお、特に燃料の質が悪く、フィルターなどの付属品を通常以上に必要とするなどの要望があれば、機材情報シート（個別情報）にその旨記載する。

（マニュアルの言語）

・　事業終了後に機材が現地側に引き渡される点を考慮し、出来る限り英語とし、英語のマニュアルがない場合は、簡易な機材であれば日本語でもよいとしている。現地語への対応は、主要な言語（フランス語・スペイン語・中国語など）でもかなり困難であり、必須とする場合は、翻訳が必要となる。

・　この場合、翻訳料の目安としては、A4 判 1 ページ当り 3,000～5,000 円程度（英語の場合）であるが、安価な機材では翻訳料が機材費より高くなる可能性もあるので、費用対効果も勘案する。また、機材のパネル表示や画面表示の言語でも同様である。な

お、日本語以外のマニュアルが必要な機材の場合、可能な限り機材情報シート（個別情報）においても機材毎に明記する。

（単位系）

・　情報が必要な機材例としては、工作機械や工具、配管設備などがある。単位系がメートル単位（SI 単位、MKS および CGS 系を含む）あるいはインチ系かの情報については、工作機械や自動車整備工具のみならず、農業や医療の分野で分析機器や医療機器の保守機材などを調達する場合についても、必ず記載する。

（一般的な薬品）

・　情報が必要な機材例としては、アルコール、塩酸、硫酸、過酸化水素水などがある。これら試薬は現地調達が一般的だが、本邦購送が請求される場合がある。危険物や劇物にあたる物質は、量にもよるが、輸送上特別の容器を必要とする場合も多く、経済的な理由から、必要とする純度のものが現地で入手可能ならば現地調達とし、本邦購送分は現地で入手困難な試薬のみに絞ることが適当である。
・　なお、本邦購送に際し特別な対応が必要なものは、特定有害物質および海洋汚染物質にあたる物質、輸出貿易管理令による化学兵器・生物兵器・核兵器製造に流用可能な物質、危険物船舶運送および貯蔵規則・IATA 危険物規則書で UN 容器が必要とされている物質などであり、仕様書作成段階で可能な限り該当の有無の調査をしている。
・　また、燃料ガス以外のガスである、ガスクロマトグラフのキャリアガス・校正に使用する標準ガス・MIG 溶接に使用するガス（水素・ヘリウム・窒素・アルゴンガスなど）については、現地にて入手の可否につき調べる。これらのガスは消耗品であり、当初２年分程度を機材本体に付属させて本邦購送することは出来ても、長期に渡る機材の運用のためには現地調達が可能であることが必要不可欠である。

（２）個別情報　様式 4

個別情報とは、調達機材の詳細な仕様を決定するために必要な、個々の機材ごとの情報を示す。具体的には、以下のような項目の情報が必要である。

＜基礎情報＞

（優先順位）

・　予算の制約で必要とする機材を全て購入できない場合、優先順位の高い機材から購入していくことになるので、慎重に検討する。優先順位の付け方は、A・B・C の 3 ランク程度とするか、予算内に収まると考えられる機材は全て A とし、予算の不足が予想される場合のみ A 以外を B として、その B の中でも個々の機材に優先順位を付けていく程度で記載する。また、複数の機材がひとつのシステムを構成する場合は、優先順位に枝番号をつける、またはシステムの概念図（システム図・接続図・全体図など：システム図については後述）を添付するなど、システムを構成する個々の機材の間の連動／接続が明確に理解できるような情報を提供する。

（機材名）

・　可能な限り特定メーカーが使用している商品名ではなく、機材の一般名称を記載する。

（メーカー名・参考銘柄／型番）

・　同じ名称の機材でも、機能や性能などの仕様上で大きな差異のあることがある。このような場合は、参考銘柄が記載されていれば、その仕様を参考として仕様書を作成することが出来る。参考銘柄は、あくまでも必要仕様に合致した機材の一例であり、銘柄指定の場合を除き、仕様が同等と判断されれば、参考銘柄と異なる銘柄の機材が購送されることもある。ただし、参考銘柄が明記されている場合は、参考銘柄と比較して性能が同一かそれ以上の機材のみを同等品と判断しているので、論理的にはカタログのスペック上は参考銘柄のレベル以下の機材が入らないことになる。

・　スペアパーツ・消耗品などについては、部品名称・部品番号だけでなく、機材本体の型番・シリアル番号・製造年度・レビジョン番号（電子回路基板など基板上にプリント）・取扱説明書／パーツリストの版数（通常、表紙・裏表紙・奥付などに記載の番号もしくは日付）なども、併せて情報提供する。

（銘柄指定）

・　公共調達における公正性、競争性、透明性の確保の観点から調達機材は原則として銘柄指定しないことにしているが、次の要件に該当する場合には、銘柄指定にすることが出来る。「銘柄指定書」に銘柄指定の該当機材名、メーカー名、指定要件、該当の具体的な理由等を記載する。ただし、真にやむを得ない場合を除き銘柄指定は認められないため、銘柄指定の背景・事情、指定銘柄以外の銘柄により生じる研究代表機関にとっての障害など、詳細な補足説明の文書を添付する。

・　なお、承認されない場合は、参考銘柄として購送手続きに入り、結果として希望の銘柄ではなく同等品が納入されることもある。

＜銘柄指定の要件＞

A：特許、工業所有権等を所有する製造業者から当該特許、工業所有権等に係る機材を購入する場合

B：附属品、スペアパーツ、連動機材等、既に送付した機材との整合性がなければ目的を達成することができない場合

C：アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合

2500 万円未満：銘柄指定されるものの現行のアフターサービス体制を記載する。著しい有利さを明快に説明できること。

2500 万円以上：現地で必要とされるアフターサービスの内容を明確にした上で、銘柄指定されるもののアフターサービス体制（会社の経営規模、経営状況、技術者レベル、技術者数、機材の契約実績等）が確認でき、条件を満たすことを説明できること。同時に、調達後にも他社のアフターサービス体制整備が計画されていないことを確認する。

D：機材受け入れ先における当該機材の主たる使用者が、当該機材の取扱いに習熟しているため、他機種への転換を行うことにより、使用上著しく困難が予想される場合

2500 万円未満：銘柄指定されるものの機材等が当該国で実際に使用されている実態の説明ができること。

2500 万円以上：銘柄指定されるものの特殊性と操作性という観点から、他社との

著しい相違を説明し又は、他機種への転換を行った場合に協力が極めて困難になる状況を説明できること。また、相手国機関からの公式要請を添付する。

Ｅ：その他本部契約担当役が必要と認める場合

（据付技術者派遣の要否）

・　据付の監督指導のために、メーカー・代理店等の専門技術者の派遣が必要な場合は、「要」と記載する。据付技術者については、通常は機材の購入契約とは切り離して、メーカー・代理店等とのコンサルタント契約により派遣する。この場合でも「要」と記載する。（平成 22 年度より機材の購入契約に据付業務も含めることが多くなっている。）

（機材の用途（具体的に））

・　機材の用途も、機材のグレードや機材構成を決定する重要な要素なので、必ず用途が明確になるように記載する。

（特に必要な仕様／特別付属品）

・　技術移転の目的達成のために特に必要とする仕様、または付属品があれば、記載する。これは、詳細な仕様を記載するという意味ではなく、一般に標準品として販売されている機材であれば、機材のグレードや機材構成を特定できる数項目の必要最小限の仕様を分かる範囲で記載することで良い。ただし、数値では判断できない「使い勝手」や「信頼性」等については、機材がクリアすべき最低限の仕様（もしくは、採用されては困る仕様）を、可能な限り具体的に記載する。
・　特別付属品のメーカーが、機材本体のメーカーと同一でない場合には、個別にメーカー名・参考銘柄／型番、機材の用途も記載する。
・　また、設置場所などの事情から機材の仕様に制約がでてくる場合（例えば、高さ、幅、搬入予定経路の寸法、設置階など）は、それらの情報も併せて記載する。その他、現地語の取扱説明書など特別の要望があれば、記載する。
・　なお、仕様を記載する代わりに、必要な仕様にアンダーラインなどで印をつけた英語のカタログないしは技術資料を添付しても良い。（ただし、日本語・英語以外の資料は原則として使用しない。）
・　市販品に改造を施す、もしくは標準でない特別の仕様にするような場合は、特別注文になるので、出来る限り詳細な仕様（図面などを含む）を提供する。また、図面の入手先（判明していれば）と、その図面を入札時に公開することの可否も、併せて記載する。

（数量・単位）

・　試薬など容量を特定する必要があるもの（例：500ml×6 本）やセット組のもの（10 個／箱×3 箱）などは、容器の最小単位あたりの容量（容積、重量）と、容器単位の数量を記載する。なお、箱単位での販売など最小販売単位に制限がある場合には、申請数量以上の納品となることがある。

（調達地）

・　機材の調達地には、現地（任国）、第三国、本邦の 3 通りがあるが、現地調達を原則としている。現地の業者に照会し、見積書を入手して現地調達が可能であるようなら、「現地」を選択する。現地調達が難しく、なおかつ現地でも本邦でもない第三国に適当な業者があり、そこから必要な機材を購入することが可能であるようなら、「第三国」を選択する。現地調達、第三国調達のいずれも難しそうな場合には、本邦購送として「本邦」を選択する。

（単価（千円））

・　各々の機材の価格を積算する際の目安になるので、現地で調査した価格、機材調達ヘルプデスクによる調査結果、入手したカタログの情報など、分かる範囲で記載する。なお、必須の予備品・消耗品やこれらの数量が特定できれば、上記「特に必要な仕様／特別付属品」に記載する。
・　予備品・消耗品の金額も、単価に反映する必要がある。
・　仕様書作成段階での積算は、国内指定倉庫渡し・輸出梱包（原則密閉木箱）付きとする。
・　ただし、梱包木材の熱処理が義務付けられている国向け及びそれらの国を経由する国向けの機材の場合は、梱包材の熱処理費用を含む。

（３） 照会先情報

メーカー・代理店の連絡先が判明している場合、日本国内での住所（県名）、電話番号、もしくはインターネットのアドレスなどを記載する。特に、（専門分野では知名度が高くても）本邦では一般に有名でない海外メーカーや、国内メーカーであっても地方企業や中小企業などの場合は、連絡先を調査するのに長時間を要することが多く、研究代表機関からの情報提供が役立つことになる。

（４） 同等品情報

金額の多寡に係わりなく全機材について、参考銘柄に対する同等品の情報を、参考銘柄情報シート（個別情報）に記載する。参考銘柄と同等品の仕様を比較して、後者が前者と同一かそれ以上の性能を有しているかどうかを基準に、同等品か否か判断しているため、仕様のすり合わせにかなりの時間を要することになる。判断に迷うケースでは、仕様等を記したカタログを付して、研究代表機関へ照会をすることになる。

＜機材調達ヘルプデスクの活用＞

機材情報シート（個別情報）の内容が不十分であると、仕様書作成に多大な時間を要する。機材情報シート（個別情報）の作成にあたり、次のような場合には、機材調達ヘルプデスクを活用する。

① 必要とする機材の参考銘柄が明確でない場合

ヘルプデスクは、専門家の必要とする用途や仕様に合った参考銘柄を提案できる。該当機材のメーカー・型番や必要オプションを調査するために、用途や基本的な必要仕様を、ヘルプデスクへ連絡する。仕様が不明な場合には、用途の詳細を連絡する。用途の詳細が

不明であると、調査に長期間を要する場合がある。

② 単価が不明の場合
ヘルプデスクは、参考銘柄の価格を調査できる。機材情報シート（個別情報）の作成時には、特別付属品の価格も含めて記載する必要があるが、同価格が不明の場合もヘルプデスクへ照会する。

③ 照会先情報の連絡先が不明の場合
本邦では一般に有名でない海外メーカーや、国内メーカーであっても地方企業や中小企業などの場合、ヘルプデスクはその連絡先を調査できる。

④ 同等品が不明の場合
ヘルプデスクは、同等品の銘柄を調査できる。要望する参考銘柄、機材用途、同等品を製造していると予想されるメーカー名などを、ヘルプデスクへ連絡する。
ただし、同等品調査にはかなりの期間を要する。必要に応じ、ヘルプデスクから研究機関へアドバイスを求めることもある。

＜システム機材にかかる留意事項＞
個々の要素機材から構成され、各機材が連動した状態で機材全体として統一された機能・性能を発揮する性質を有するシステム機材を調達する場合には、機材情報シート（個別情報）の記載内容によっては、研究代表機関の必要とするシステム内容を十分に認識できないこともある。システム機材を調達する場合には、以下の点に留意して機材情報シート（個別情報）を作成する。

① ユニット番号と枝番を付す
機材全体を、ユニット単位に区分して、ユニット番号と個々のユニットの構成機材の枝番を付する。(機材情報シートの「優先順位」欄を利用して、優先順位の A,B,C の後に、ユニット単位の番号と当該ユニットの構成機材としての枝番を、例えば 1-2、1-3 のように記載ください。)

② システムの概念図を添付
システム構成図、配線・配管図、全体配置図などを添付して、各機材間の連動／接続が明確に理解できるように、情報提供する。現地保有機材と調達機材との関係もわかるような図も提供する。
例１：(ネットワーク機材) 主要装置、パソコン、サーバ、ソフトウエアなど、一連機材の連動／接続がわかるよう、ケーブル、ハブ、ルータ、予備 HDD など周辺機材も含めて記載する。
例２：(計測システム機材) データロガー、パソコン、モニタ、プリンタ、センサー類のインターフェース（USB、RS232C、アナログなど）を、「特に必要な仕様」として記載する。
例３：(射出成形機械システム) 各機材の構成図、製作希望の製品の図面などを提供する。

③ 据付技術者派遣

複数の機材からなるシステムであるため、個々のメーカーの技術者ではなく、システム工事専門業者が据付･調整を行うことがある。メーカーあるいはシステム工事業者の、いずれが据付･調整の監督指導を行うことが適切か情報提供する。

日本から派遣される据付技術者は、土木・建築工事、電源工事、基礎工事は行わず、これらが必要な場合、現地の実施機関または契約業者が、現地での施工業者と必要資材を手配する。実施機関が施工部分を手配する場合、日本から派遣された据付技術者は、実施機関や施工業者を監督・指導して、システム全体の据付・調整を行います。

④ 納期

システム機材は、通常の機材に比べて仕様書作成や製造・納品に時間のかかるケースが多いため、年度内納品を希望する場合には、前年度から計画を立て購送請求するなど、早めに対応する必要がある。納期の点で本邦購送に問題がある場合には、現地調達を検討する。

⑤ 要素機材と特別付属品

システムを機能させる上で必要不可欠な個別の要素機材や、周辺付属品が機材情報シート（個別情報）に記載されていない場合がある。機材調達ヘルプデスクは、システム構成、必要な要素機材や周辺付属品等を、確認することもできる。機材供与の計画段階でもヘルプデスクに照会できる。

⑥ 同等品情報と銘柄指定

システムとしての性格上、一部の特殊製品を除き機材構成にはバリエーションが考えられるので、同等品情報も合わせて記載する。ヘルプデスクは、同等品情報を提供することもできる。システム機材の同等品調査には多大な時間を要するので、機材の計画段階でもヘルプデスクへ照会する。銘柄指定とする場合には、要件を満足することが必要となるので、主管部署ならびに調達部と十分相談する必要がある。システム機材でも。真にやむを得ないものでない限り銘柄指定とはせずに、参考銘柄を挙げるに留めることが原則である。参考銘柄としては、信頼性の点から、海外で実績のある銘柄を挙げることが望ましい。

3. 機材設置先の情報について

輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準や、該非判定書（＝パラメータシート）をメーカーや商社より提出してもらう際の情報源となるので、漏れなく記載をする。

4. 銘柄指定書（必要に応じ）機材リスト

製造社及び型式を指定することを「銘柄指定」と呼ぶ。銘柄指定を行うと、特定の社の機材を購入することになるため、価格競争性が低下する。銘柄指定は原則として、銘柄指定条件・説明要領から銘柄指定要件のいずれかに合致した場合のみ認められる。

≪仕様書作成を研究実施機関が行う場合≫

1. 機材調達請求書附属書

シッピングマーク、提出資料（取扱説明書について)、特記事項、輸送についての必要情報を漏れなく記載する。

2. 仕様書

機材仕様書は、当該機材が満たしていなければならない性能・機能・付属品などの必要十分条件を明記したものである。

内容に漏れがないように記載を怠らないようにする。

また、本邦購送の場合においては、以下の役割も合わせ持っているので、留意する。

- 当該機材の製造・販売が可能なメーカー選定のための判定資料
- 当該機材が輸出貿易管理令の規制対象に該当するか否かの事前判定資料
- 輸送にあたっての取扱上の注意が必要か否かの事前判定資料
- 見積り依頼書の機材内訳書
- 銘柄指定の有無と有の場合の妥当性の確認資料
- 一般競争入札の場合の入札説明書の一部

機材調達にかかる競争入札等に参加しようとする業者に対して、どのような機材を必要としているのか調達内容を示し、その内容に基づき業者が価格を提示して競争できるものが、機材仕様書となる。

良い機材仕様書とは、当該機材に必要な諸条件が、洩れなく記載されており、必要以上の諸条件が指定されておらず、また価格競争の余地が十分あり、2 種類以上の銘柄が選択可能（各機材について参考銘柄 2 社を掲げる）であるものである。つまり、必要な機能・性能を有する機材が、合理的経済的な値段で購入できる内容のものが良い。

＜機材仕様書作成に際しての留意事項＞

公共調達として適切な仕様となるよう、また、不特定多数が十分理解できるよう、機材仕様書の作成に際しては、特に以下の点に注意する。

(1) 公共調達の 3 原則である「公正性」、「競争性」、及び「透明性」に照らして問題　の生じない内容とする。
(2) 競争に参加しようとする業者など、機材仕様書の読み手がよく理解できるよう同一分野の機材は連番で整理するなど、見やすく記載する。
(3) ページの脱落を避けるため、各ページに必ずページ番号を付す。
(4) 所定の様式に基づく機材仕様書のほかに資料を添付する場合は、その内容を簡潔・明瞭にする。

3.　フォーマットの用意

機材仕様書を作成するにあたり、まずは以下の様な標準フォーマットを準備する。様式5参照。

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

番　号	機　　材　　名	仕　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量

4.　機材名称の記載

次に、情報収集の段階で入手した参考銘柄のカタログ（機材仕様に係る資料）を、手元に準備する。

まず、調達機材の名称を記載する。「商品名（ブランド名）」を記載するのではなく、本来のフル名称を記載する。

具体的な商品名は、参考銘柄あるいは指定銘柄の名称として記載する。

5.　仕様の記載

機材仕様書に記載する仕様は、参考銘柄のカタログや機材仕様を確認できる資料から選択して記載する。すべての仕様を転記するのではなく、いくつかの仕様項目の中から必要最小限の項目に絞り込む。

必要な仕様項目・仕様情報が不明なままだと銘柄を選定できないので、見積もることができない。また、あいまいなまま手続きを進めれば必要な条件を満たさない銘柄が調達され、その後の技術移転に影響を及ぼす等重大な問題が生じることになりかねない。

一方で用途、使用環境に照らして特に必要でない仕様まで含めると、対応する銘柄が限定されてしまい、競争性が低下することになりかねない。真に必要な仕様だけに絞って、機材仕様書に記載するようにする。

6.　仕様の精査

出来上がった仕様書案の内容を、下記ポイントに従って精査する。

ポイント１　過剰な条件付けをしていないか

参考銘柄のカタログから仕様をただ単に転記するだけではいけない。必要以上の条件付けを行うと、競争性を著しく低下させてしまうおそれがある。機材仕様書に記載する数値については、それが絶対条件としての数値であるか、もしくは満たすべき基準に過ぎないのか、「～以上」「～未満」といった文言で適切に補完することが大切である。

ポイント２　参考銘柄を 2 種類以上記載しているか

各機材について、参考銘柄を 2 種類以上記載する。参考銘柄を 2 つ以上記載する場合には、すべての参考銘柄が満足する仕様にする。

ポイント３　構成品を明確に記載しているか

システム機材では、「〇〇システム 1 式」という記載ではなく、システムを構成する各機材について数量を含めて明記する。

ポイント４　付属品を適切に記載しているか

「付属品」という言葉について整理する。

付属品（Accessory）：標準付属品、特別付属品、予備品、消耗品の総称
標準付属品（Standard Accessories）：本体価格に含まれる付属品のこと。
消耗品、予備品の場合でも、本体に標準で付いていれば、標準付属品とする。
例：パソコンの電源コードなど。
特別付属品（Optional Accessories）：「有料」で、消耗品・予備品に当てはまらない、本体の機能を補完・強化するような機材をいう（有料のオプション品等）。
例：分光光度計のセル、オートサンプラ、プリンタの接続ケーブルなど。
消耗品（Consumables）：有料（標準付属品以外）で、本体の運用に伴って消費される資材をいう。
例：プリンタのインクカートリッジ、ガスクロマトグラフのキャリアーガス、超音波診断装置のゼリーなど。
予備品（Spare-parts）：有料（標準付属品以外）のスペアパーツのこと。
本体の運用に伴って、磨耗・疲労などにより、交換が必要になると予想される部材。
例：車両のタイヤ、駆動用のベルトなど。

機材仕様書上は標準付属品と特別付属品を分けずに、「付属品」と記載するようにする。銘柄によって標準付属品の構成が異なることがある一方で、機材仕様書にはすべての参考銘柄に共通する仕様を記載する必要がある。

機材本体の付属品については、「標準付属品」を定めているもの、または「標準付属品」以外に「特別付属品（オプション）」を設けているもの、あるいは「付属品」と「消耗品」が混在して用意されているものなど、銘柄（メーカー・型番）によって様々である。「標準付属品」は一般的に本体価格に含まれるが、特別付属品、消耗品、予備品等については別料金なので、機材仕様書に明確に必要な付属品、数量、仕様を記載する必要がある。

必要と思われる消耗品・予備品及び数量の選定については、専門的意見を参考にする必要があるため、メーカー・代理店に選定をまかせることもある。ただし、これだけは絶対必要というものがある場合には、最低限当該品を含まなければいけない旨を記載する。「本体価格の○%」など金額枠を設定して、種類と数量の選定はメーカー・代理店に一任する方法もある。

ポイント５　他機材との接続・連動性が必要か

いくつかの機器が接続され、連動して使用されるというケースもある。このような接続・連動性のある機材で、構成機器が複数のメーカーに及ぶ場合には、機材仕様書において特別な注意を必要とすることがある。

どういう機器の組み合わせでシステム全体が構成されるのか、また、どの機器が他のどの機器と接続・連動するのかという点が機材仕様書から判断されないといった問題が生じることがある。

一般にシステム機材の構成機器については、それぞれの機器を個々に機材仕様書に記載するよりは、ひとつのシステム単位としてその構成機器を相互に関連付けて仕様書に記載していく方が、個々の機器の接続・連動性に問題が生じにくい。

ポイント６　危険品・温度管理品等はあるか

- 薬品、毒劇物等許認可を必要とするものに注意する。日本の薬品のなかには、薬事法や毒物劇物取締法により、販売許可を有している者でなければ販売できないものがある。
- 温度管理品の扱いに注意する。試薬等の中には、品質保持のために、一定温度下での管理が必要なものがある。
- 危険品で航空便に搭載できない場合がある。

このようなものを調達する場合には、以下のような注意が必要となる。

① 温度管理の必要性を、メーカー・代理店に確認する。
② 機材仕様書に、（備考）として温度管理品であること、設定（管理）温度を明記する。②のように明記することで、納入時点や現地による使用時の取り扱い注意を喚起する。
③ 航空便で搭載できない薬品を海送する場合、輸送費が高額になるため、現地調達するか否か検討する。

ポイント７　輸入規制に該当するものがあるか

任国政府の輸入規制に該当する品目かどうか、確認する必要がある。この点を確認しないまま調達手続きを進めると、機材が現地に到着した際、税関で止められて輸入できないといった事態が起きる可能性がある。

ポイント８　据付・調整や操作指導のために専門技術者が必要か

調達機材の中には、据付調整・初期設定や操作指導が必要となる機材もある。プロジェクト側で対応できる場合は良いが、そうでなく専門技術者を必要とする場合には、その点を競争条件の中で明確にする必要がある。プロジェクトに対しその必要性を予め確認するか、また、機材に係る情報入手の段階で、メーカー・代理店から確認しておくことが必要となる。一般的な機材であれば、現地代理店による対応が可能であるが、専門的な機材になると、本邦メーカー・代理店の専門技術者を派遣することが必要になる場合がある。

ポイント９　特注品に該当するか

例えば調達機材が一般的汎用品ではなく、特別注文製造品（特注品）である場合には、その製品についての型式名や型式番号が定められていなかったり、また既製カタログ等でその機材の性能・機能を確認できなかったりするため、納入機材の検査は、機材仕様書にある記載内容だけを根拠として行われる。

従って、それら特注品である機材については、銘柄指定の有無にかかわらず、かなり詳

細な機材仕様の記載が必要であり、設計図等が必要になることもある。必要に応じ、プロジェクト、メーカー・代理店とも調整しながら、洩れのないように注意する。

7.　数量・単位の記載

機材の数量・単位について、誤解が生じないよう正確な記載が必要。

悪い例：（仕様）機材 A　1 箱 10 個 参考銘柄　製品 A　　20	→	良い例：（仕様）機材 A　20 個 参考銘柄　製品 A　　**2 箱（10 個/箱）**

上記の悪い例では、数量の単位が記載されておらず、20 箱あるいは 20 個（つまり 2 箱）いずれが必要なのかはっきりしない。包装単位、包装単位あたりの内容量、包装単位の数量を区別して、明確に記載する。

8.　仕様書案の内容確認

仕様書の内要確認にあたっては、以下のポイントについてチェックする。

- □　必要としている機材の内容（機材の用途、特に必要な仕様、数量等）と機材仕様書は、一致しているか？
- □　カタログの仕様は、適切に引用されているか？
- □　参考銘柄を 2 つ以上記載する場合、すべての参考銘柄が満たす仕様になっているか？
- □　「以上」、「以下」等の表記は適切か？
- □　各機材の構成品が記載されているか？
- □　付属品、消耗品、予備品に関する表記は適切か？
- □　危険品、温度管理品の有無、輸出貿易管理令該非を確認しているか？
- □　銘柄指定の品目がある場合、「銘柄指定」であることが明記されているか？
- □　箱入り、袋入り製品は適切に入り数を記載し、合計数量が合っているか？

※　研究代表機関が作成する仕様書であっても、調達事務委任機関は上記観点から仕様書を確認し、照会事項、修正箇所があれば、研究代表機関に確認する。

3.　用途・需要者の情報　様式10

輸出貿易管理令のキャッチオール規制に該当するかどうかの判断基準や、該非判定書をメーカーや商社より提出してもらう際の情報源となるので、漏れなく記載をする。

以上